

平成20年12月19日

担当課	財政課
内線電話	3790～3794
直通電話	095-894-3790
担当者名	村田、柿本

## 平成20年度一般会計補正予算の専決処分について

中小企業の資金繰りを緊急に支援する貸付経費の不足が見込まれることから、貸付枠の拡大に対応するための経費について、地方自治法第179条の規定に基づき、平成20年12月19日付けで一般会計補正予算の専決処分を行いました。

### 1 補正額

[単位:千円]

年度 会計	20年度			備考
	現計予算	今回補正	計	
一般会計	748,502,190	12,000,000	760,502,190	補正財源 諸収入 12,000,000

### 2 補正の内容

・ 中小企業経営緊急安定化対策資金

12,000,000 千円

(担当課:商工振興課)

平成20年12月19日

担当課：商工振興課  
担当者：佐藤、土井  
電話：直通095-895-2655  
内線2655, 2656

## 中小企業経営緊急安定化対策資金の融資枠拡大について (知事専決処分による予算措置)

長崎県では、今日の厳しい金融情勢に対応し、中小企業の年末・期末に向けた資金繰りを緊急に支援するため、平成20年度分の融資枠を100億円設けておりますが、今週に入ってから予想を遙かに超える申込みがあり、この17日(水)にはこの融資枠を超えることとなったため、知事の専決処分により、下記のとおり融資枠をさらに200億円追加し、300億円とすることを本日決定しましたのでお知らせします。

### 記

1. 専決処分日 平成20年12月19日(金)

2. 専決処分額 県預託金120億円(貸付枠200億円)

現在の貸付枠 100億円(県預託 60億円：金融機関40億円)

追加貸付枠 **200億円(県預託120億円：金融機関80億円)**

---

合 計 300億円(県預託180億円：金融機関120億円)

3. 保証申込・承諾状況(12月3日~17日)

保証申込	757件	103億1,500万円
保証承諾	328件	41億9,200万円

# 制 度 概 要

## 1 融資対象者

県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、中小企業信用保険法第2条第4項第5号（セーフティネット5号）に基づく市町長の認定を受けた者

### 【市町の認定要件】

指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者

指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入れ価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間（算出が困難な場合は直近決算期）の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者

## 2 融資条件

### 融資条件

融資限度額	1企業当たり	2,000万円
資金用途	運転資金	
利率	年1.80%	
償還期間	10年以内（うち据え置き1年以内）	
保証料	年0.45%	

### 取扱金融機関

商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、西九州信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県民信用組合